

嶺南広域行政組合情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則

令和5年3月29日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、嶺南広域行政組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年嶺南広域行政組合条例第3号）第10条の規定に基づき、嶺南広域行政組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、嶺南広域行政組合事務局において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。